

北海道大学大学院文学研究院共同研究員受入れ内規

(平成 26 年 1 月 24 日制定)

(目的)

第 1 条 この内規は、北海道大学大学院文学研究院（以下「本研究院」という。）における共同研究員の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、他機関等において勤務している者の研究の継続を支援し、科学技術・学術活動の基盤となる人材の養成に貢献するとともに、本研究院における研究活動の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この内規において、共同研究員とは、本研究院の博士の学位を取得し、他機関等において勤務している者であって、この内規に基づき本研究院において報酬を受けずに研究を行う者をいう。

(受入れ期間)

第 3 条 共同研究員の受入れ期間は、1 年以内とする。ただし、研究院長が必要と認めるときは、1 回に限りこれを延長することができる。

2 前項の規定にかかわらず、科学研究費助成事業を研究代表者として遂行している場合は、その研究期間に相応した期間を延長することがある。

(申請及び承認)

第 4 条 共同研究員として研究を希望する者は、別紙様式第 1 号による共同研究員研究申請書を、受入教員を経由して、研究院長に提出しなければならない。

2 研究院長は、前項の規定により申請があったときは、本研究院の教授会の議を経て、共同研究員を決定するものとする。

3 研究院長は、前項の規定により共同研究員を決定したときは、当該研究希望者に別紙様式第 2 号による共同研究員研究許可通知書を交付するものとする。

(便宜供与)

第 5 条 共同研究員は、本研究院の教育研究に支障のない範囲において、研究を遂行するために必要な施設、図書及び設備を利用することができる。

(義務)

第 6 条 共同研究員は、当該年度末に、別紙様式第 3 号による共同研究員研究成果報告書を提出しなければならない。

2 共同研究員は、当該年度内に科学研究費補助金の申請を行わなければならない。ただし、他の制度による補助金等の申請を妨げない。

(諸規則等の遵守)

第 7 条 共同研究員は、北海道大学の諸規則等を遵守しなければならない。

(研究許可の取消し)

第 8 条 共同研究員が前条の規定に違反し、又は共同研究員としてふさわしくない行為を行ったときは、研究院長は、当該共同研究員としての研究の許可を取り消すことができる。

(守秘義務)

第 9 条 共同研究員は、研究活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。ただし、法令に基づ

く証人、鑑定人等として証言する場合は、この限りでない。

(傷害保険)

第 10 条 共同研究員は、研究を開始する前に、傷害保険に加入するよう努めなければならない。

(損害賠償)

第 11 条 本研究院は、共同研究員が故意又は過失により本研究院に損害を与えたときは、当該共同研究員に対し、その損害の全部又は一部について賠償を求めることができる。

(雑則)

第 12 条 この内規に定めるもののほか、共同研究員に関し必要な事項は、研究院長が定める。

附 則

この内規は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。